

議案第 34 号

ひたちなか市教育委員会公印規則の一部を改正する規則制定について

ひたちなか市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 9 月 28 日 提出

ひたちなか市教育委員会
教育長 野 沢 恵 子

令和 2 年 月 日 議決

ひたちなか市教育委員会規則第 1 1 号

ひたちなか市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

ひたちなか市教育委員会公印規則（平成 6 年教委規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 茨城県ひたちなか市立〇〇〇学校長之印の項の次に次のように加える。

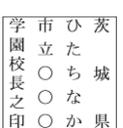
茨城県ひたちなか市立〇〇〇学園之印	茨 城 県 ひ ち ち な か 市 立 〇 〇 〇 学 園 之 印	古印体	方 4 5	学校名をもってする 文書	学校長
茨城県ひたちなか市立〇〇〇学園之印	茨 城 県 ひ ち ち な か 市 立 〇 〇 〇 学 園 之 印	古印体	方 2 7	学校名をもってする 文書	学校長
茨城県ひたちなか市立〇〇〇学園校長之印	茨 城 県 ひ ち ち な か 市 立 〇 〇 〇 学 園 校 長 之 印	古印体	方 2 1	学校長名をもってする 文書	学校長

別表第 2 に次のように加える。

茨城県ひたちなか市立〇〇〇学園之印	学 市 市 茨 園 立 立 城 之 〇 ち 城 印 〇 な 〇 か 県	古印体	方 4 5	賞状，表彰状，感謝状 その他褒賞及び卒業 証書用	学校長
茨城県ひたちなか市立〇〇〇学園校長之印	学 市 市 茨 園 立 立 城 校 〇 ち 城 長 〇 な 之 〇 か 県 印	古印体	方 2 1	賞状，表彰状，感謝状 その他褒賞及び卒業 証書用	学校長

付 則

この規則は，公布の日から施行する。

旧						新						備考
別表第2（第4条関係） 専用公印						別表第2（第4条関係） 専用公印						
公印名称	ひな形	書体	形状寸法 (mm)	使用範囲	公印保管者	公印名称	ひな形	書体	形状寸法 (mm)	使用範囲	公印保管者	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
茨城県ひたちなか市立〇〇〇学校之印		古印体	方45	賞状、表彰状、感謝状その他褒賞及び卒業証書用	学校長	茨城県ひたちなか市立〇〇〇学校之印		古印体	方45	賞状、表彰状、感謝状その他褒賞及び卒業証書用	学校長	
茨城県ひたちなか市立〇〇〇学校長之印		古印体	方21	賞状、表彰状、感謝状その他褒賞及び卒業証書用	学校長	茨城県ひたちなか市立〇〇〇学校長之印		古印体	方21	賞状、表彰状、感謝状その他褒賞及び卒業証書用	学校長	
茨城県ひたちなか市立〇〇〇学園之印		古印体	方45	賞状、表彰状、感謝状その他褒賞及び卒業証書用	学校長	茨城県ひたちなか市立〇〇〇学園之印		古印体	方45	賞状、表彰状、感謝状その他褒賞及び卒業証書用	学校長	
茨城県ひたちなか市立〇〇〇学園校長之印		古印体	方21	賞状、表彰状、感謝状その他褒賞及び卒業証書用	学校長	茨城県ひたちなか市立〇〇〇学園校長之印		古印体	方21	賞状、表彰状、感謝状その他褒賞及び卒業証書用	学校長	

議案第 35 号

ひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する告示制定について

ひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 9 月 28 日 提出

ひたちなか市教育委員会
教育長 野 沢 恵 子

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市教育委員会告示第 号

ひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する告示

ひたちなか市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成27年教委告示第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、第2号に掲げる書類については、教育委員会が公簿等により確認することができるときは、その添付を省略することができる。

第5条第2項中「前項の」の次に「規定による」を、「場合には」の次に「、その内容を確認し」を加え、「決定し」を「決定したときは」に改める。

様式第1号裏面を次のように改める。

(裏面)

必要書類

1 学童クラブの利用を必要とする理由に応じた次の書類

(1)	就労による場合 雇用（雇用予定）証明書
(2)	妊娠・出産による場合 母子健康手帳の写し又は妊娠証明書
(3)	疾病・障害による場合 要介護者に係る診断書又は身体障害者手帳・療育手帳等の写し
(4)	介護による場合 要介護者に係る診断書又は介護保険被保険者証の写し
(5)	就学による場合 在学証明書及び履修表等

2 次に該当する場合には、それぞれ次の書類

(該当する番号に○を付けてください。)

(1)	生活保護を受けている場合 生活保護受給証明書の写し
(2)	就学援助を受けている場合 就学援助費受給者決定通知書等の写し（援助を受けていることを証する書類）
(3)	災害その他の特別な事由により保育料の納付が著しく困難な場合 当該事由を証する書類
<input type="checkbox"/> 教育委員会が、上記の場合の確認のために保護者等の情報を担当部署に照会することに同意します。	
※ 同意される場合は、 <input type="checkbox"/> にレ印を記入してください。	
同意された場合は、上記の書類の提出は不要です。	

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

旧	新	備考
<p>(入会の申込み等)</p> <p>第5条 学童クラブに児童を入会させようとする保護者等は、学童クラブ入会申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に次に掲げる書類を添付して、これを教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次のアからウまでに掲げる場合にあっては、当該アからウまでに定める書類</p> <p>ア 児童の保護者等が属する世帯が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯(単給世帯を含む。以下同じ。)である場合 当該被保護世帯であることを証する書類</p> <p>イ 児童又はその保護者等が学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定による援助を受けている場合 当該援助を受けていることを証する書類</p> <p>ウ 災害その他の特別の事由により保育料を納付することが著しく困難である場合 当該事由を証する書類</p> <p>(3) 略</p> <p>2 教育委員会は、前項の申込みがあった場合には、<u>入会の可否を決定し</u>、学童クラブ入会承認通知書(様式第3号)又は学童クラブ入会不承認通知書(様式第4号)により保護者等に通知するものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>(入会の申込み等)</p> <p>第5条 学童クラブに児童を入会させようとする保護者等は、学童クラブ入会申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に次に掲げる書類を添付して、これを教育委員会に提出しなければならない。<u>ただし、第2号に掲げる書類については、教育委員会が公簿等により確認することができるときは、その添付を省略することができる。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次のアからウまでに掲げる場合にあっては、当該アからウまでに定める書類</p> <p>ア 児童の保護者等が属する世帯が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯(単給世帯を含む。以下同じ。)である場合 当該被保護世帯であることを証する書類</p> <p>イ 児童又はその保護者等が学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定による援助を受けている場合 当該援助を受けていることを証する書類</p> <p>ウ 災害その他の特別の事由により保育料を納付することが著しく困難である場合 当該事由を証する書類</p> <p>(3) 略</p> <p>2 教育委員会は、前項の<u>規定による申込みがあった場合には、その内容を確認し、入会の可否を決定したときは</u>、学童クラブ入会承認通知書(様式第3号)又は学童クラブ入会不承認通知書(様式第4号)により保護者等に通知するものとする。</p> <p>3 略</p>	

旧	新	備考
<p>様式第1号（第5条関係）</p> <p>（表面） 学童クラブ入会申込書</p> <p>略</p> <p>（裏面）</p> <p>学童クラブの利用を必要とする理由ごとに必要な添付書類</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 就労による場合：雇用（雇用予定）証明書</p> <p>2 妊娠・出産による場合：母子健康手帳の写し又は妊娠証明書</p> <p>3 疾病・障害による場合：要看護者に係る診断書又は身体障害者手帳・療育手帳等の写し</p> <p>4 介護による場合：要介護者に係る診断書又は介護保険被保険者証の写し</p> <p>5 就学による場合：在学証明書及び履修表等</p> </div>	<p>様式第1号（第5条関係）</p> <p>（表面） 学童クラブ入会申込書</p> <p>略</p> <p>（裏面）</p> <p>必要書類</p> <p>1 学童クラブの利用を必要とする理由に応じた次の書類</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 就労による場合 雇用（雇用予定）証明書</p> <p>(2) 妊娠・出産による場合 母子健康手帳の写し又は妊娠証明書</p> <p>(3) 疾病・障害による場合 要看護者に係る診断書又は身体障害者手帳・療育手帳等の写し</p> <p>(4) 介護による場合 要介護者に係る診断書又は介護保険被保険者証の写し</p> <p>(5) 就学による場合 在学証明書及び履修表等</p> </div> <p>2 次に該当する場合には、それぞれ次の書類 (該当する番号に○を付けてください。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 生活保護を受けている場合 生活保護受給証明書の写し</p> <p>(2) 就学援助を受けている場合 就学援助費受給者決定通知書等の写し（援助を受けていることを証する書類）</p> <p>(3) 災害その他の特別な事由により保育料の納付が著しく困難な場合 当該事由を証する書類</p> </div> <p><input type="checkbox"/> 教育委員会が、上記の場合の確認のために保護者等の情報を担当部署に照会することに同意します。</p> <p>※ 同意される場合は、<input type="checkbox"/>にレ印を記入してください。 同意された場合は、上記の書類の提出は不要です。</p>	

児童生徒の携帯電話の使用に関する基本方針（案）

ひたちなか市教育委員会

情報社会がますます進展する中、携帯電話は子供たちの生活に急速に普及しており、それに伴いネット依存やインターネットを介したいじめ・トラブル、高額課金、盗撮や自画撮り被害等の犯罪被害が増加している。

本市における携帯電話の取扱いについては、各学校で適切に対応してきたが、令和２年７月の文部科学省通知及び同年８月の茨城県教育庁義務教育課通知を受け、下記の本市基本方針を定める。学校への児童生徒の携帯電話の持込みについては原則禁止を継続するとともに、本方針により、学校と家庭、地域や教育委員会が連携・協力し、児童生徒に対して情報モラル、情報活用能力を身に付けるための教育を推進し、情報を主体的に判断し、正しく行動できる資質や能力の育成を図っていく。

記

１．学校における携帯電話の取扱いについて

（１）学校への持込みについて

- 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のないものであることから、学校への持込みを原則として禁止する。

（２）例外的な持込みの許可について

- 緊急の連絡手段とせざるを得ない場合や児童生徒の安全配慮等やむを得ない理由がある場合は、次の条件を整えたうえで、保護者が学校に対して持込みを申請する。
 - ・フィルタリングが保護者の責任のもとで適切に設定されている。
 - ・携帯電話の危険性や正しい使い方に関する指導が家庭において適切に行われている。
 - ・児童生徒が自らを律することができるようなルールを児童生徒と保護者が考え作っている。
- 学校は、持込みの理由及び上記諸条件の整備状況等を踏まえ、許可・不許可の判断をする。
- 許可に際しては、学校は児童生徒と保護者と次の内容について確認し、携帯電話を取り扱う。
 - ・校内での使用は禁止し、登校後に学校で一時的に預かり、下校時に返却するなど、学校での教育活動に支障がないようにする。
 - ・預かった携帯電話を下校時に返却するまでは学校が管理に責任をもつ。それ以外での管理方法や紛失等のトラブルが発生した場合には児童生徒と保護者が責任をもつ。
 - ・フィルタリング設定、家庭での指導、自らを律するルール、管理方法、トラブル発生時の責任所在等については、許可後も学校と児童生徒及び保護者は必要に応じて取扱いの協議を行う。

２．学校における情報モラル教育等の取組について

- 日頃から児童生徒の携帯電話の利用の実態把握に努めるとともに、文部科学省や各種団体が作成している教材等を利用し、学習指導要領に基づいた情報モラル教育の充実に取り組む。

３．学校における「ネット上のいじめ」等に関する取組について

- ネット上においても、いじめは絶対に許さないという立場から、いじめ等に対する取組の更なる徹底を進める。
- 日頃から児童生徒の気になる様子（笑顔が少なくなる、日常生活の態度が変わる、家庭で学校のことを話さなくなる等）を見逃さず、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて取り組む。

４．家庭や地域に対する働きかけについて

- 学校及び教育委員会は、児童生徒を「ネット上のいじめ」や犯罪被害から守るために、保護者を始めとする関係者に対し、携帯電話を通じた有害情報の危険性や対応策、家庭における携帯電話利用に関するルールづくりやフィルタリングの利用促進についての啓発活動に努める。



各市町村教育委員会教育長 殿

茨城県教育庁学校教育部義務教育課長
(公 印 省 略)

学校における携帯電話の取扱い等について (通知)

このことについては、別添写しのとおり令和2年7月31日付け2文科初第670号で文部科学省初等中等教育局長から通知がありました。

当該通知には、「携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、小学校(中学校)においては、学校への児童(生徒)の携帯電話の持込みについては、原則禁止とすべきであること。」との考え方が示されており、個別の状況に応じて、例外的に持込みを認めることを含め、これまでの対応が大きく変わるものではございません。

貴教育委員会におかれても、引き続き、教育活動に支障がないよう配慮しながら、ご対応いただけますよう、お願いいたします。

一方で、県内においても地域によって状況が異なることから、登下校時等における緊急時の連絡手段として、中学校において携帯電話の持込みを認める場合には、「一定の条件のもとで持込みを認めるべきである」と示されており、貴教育委員会において持込みを認める際には、下記の条件を満たす環境を整えることが必要となります。

つきましては、別添写しをご確認のうえ、貴教育委員会としての学校における携帯電話の取扱い等に関する基本的指導方針を定め、学校に示すなど、貴管下各学校あて指導願います。

併せて、児童生徒の安全確保に向けて、携帯電話の適切な活用を徹底する観点から、学校における情報モラル教育、並びに「ネット上のいじめ」等に関する取組を徹底するとともに、家庭でのルールづくりやフィルタリングの利用促進に取り組むよう、改めて指導願います。

記

◆ 中学校において、携帯電話の持込みを認める場合に必要な条件 (別添通知から抜粋)

- (1) 生徒が自らを律することができるようなルールを、学校のほか、生徒や保護者が主体的に考え、協力して作る機会を設けること
- (2) 学校における管理方法や、紛失等のトラブルが発生した場合の責任の所在が明確にされていること
- (3) フィルタリングが保護者の責任のもとで適切に設定されていること
- (4) 携帯電話の危険性や正しい使い方に関する指導が学校及び家庭において適切に行われていること

[本件連絡先]

茨城県教育庁学校教育部義務教育課
生徒指導・いじめ対策推進室
指導主事 大島 健

TEL 029(301)5229 FAX 029(301)5239



学校における携帯電話の取扱い等について（通知）

学校における携帯電話の取扱い等について、今般の「学校における携帯電話の取扱い等に関する有識者会議」における審議の結果を踏まえ、学校及び教育委員会の取組の基本とすべき事項をお示ししていますので、関係各位におかれては御一読をお願いします。

2文科初第670号
令和2年7月31日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市長
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
附属学校を置く各公立大学法人学長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
瀧本 寛



(印影印刷)

学校における携帯電話の取扱い等について（通知）

児童生徒の学校における携帯電話の取扱いに関する方針等については、「児童生徒が利用する携帯電話等をめぐる問題への取組の徹底について（通知）」（平成20年7月25日付け20文科初第49号初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知）及び「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」（平成21年1月30日付け20文科初第1156号初等中等教育局長通知）により既に通知したところですが、今般の「学校における携帯電話の取扱い等に関する有識者会議」における審議の結果（別添2参照）を踏まえて、学校及び教育委員会の取組の基本とすべき事項を示しましたので、貴職におかれては、下記の事項に十分ご留意の上、関係部署、関係機

関と連携しつつ、学校における携帯電話の取扱い、情報モラル教育の充実等について、これまでの施策や方針の検証・見直しを行うなど、各地域の実情に応じて更なる取組の充実を図るようお願いします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県・指定都市にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人及び附属学校を置く公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

記

1 学校における携帯電話の取扱いについて

学校及び教育委員会においては、学校における携帯電話の取扱いに関して、各学校や地域の実態を踏まえた上で、次に示す指針に沿って、基本的な指導方針を定め、児童生徒及び保護者に周知するとともに、児童生徒へ指導を行っていくこと。

指導方針の作成及び実施に当たっては、あらかじめ児童生徒や保護者等に対し、指導方針と併せて携帯電話の学校への持込みの問題点について周知を行うなど、学校の取組に対する理解を得つつ、協力体制を構築すること。

(1) 小学校

- ① 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、小学校においては、学校への児童の携帯電話の持込みについては、原則禁止とすべきであること。
- ② 携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合その他やむを得ない事情（例えば、登下校時の児童の安全確保や遠距離通学、公共交通機関を利用した通学のためなど）も想定されることから、そのような場合には、保護者から学校長に対し、児童による携帯電話（例えば、子供向け携帯電話やフィルタリングによる機能の制限を設けた携帯電話など）の学校への持込みの許可を申請させるなど、例外的に持込みを認めることも考えられること。このような場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。

(2) 中学校

① 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、中学校においては、学校への生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止とすべきであること。なお、その際、上記(1)小学校の②に示したように、個別の状況に応じて、例外的に持込みを認めることも考えられること。あるいは、学校又は教育委員会として持込みを認める場合には、下記(2)の②に示すように、一定の条件のもとで持込みを認めるべきであること。

② 学校又は教育委員会として持込みを認める場合には、一定の条件として、学校と生徒・保護者との間で以下の事項について合意がなされ、必要な環境の整備や措置が講じられている場合に限って、持込みを認めるべきであること。このような場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。また、登下校時においても、マナー違反の増加等のトラブルが生じないよう、家庭や地域と連携しつつ、配慮すること。

(1) 生徒が自らを律することができるようなルールを、学校のほか、生徒や保護者が主体的に考え、協力して作る機会を設けること

(2) 学校における管理方法や、紛失等のトラブルが発生した場合の責任の所在が明確にされていること

(3) フィルタリングが保護者の責任のもとで適切に設定されていること

(4) 携帯電話の危険性や正しい使い方に関する指導が学校及び家庭において適切に行われていること

(3) 高等学校

① 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、授業中の生徒による携帯電話の使用を禁止したり、学校内での生徒による携帯電話の使用を一律に禁止したりするなど、学校及び地域の実態を踏まえ、学校での教育活動に支障が生じないよう校内における生徒の携帯電話の使用を制限すべきであること。

② 学校が学校及び地域の実態を踏まえて生徒による携帯電話の学校への持込みを禁止することも考えられること。

(4) 特別支援学校

学校への児童生徒の携帯電話の持込みについては、各学校及び教育委員会において、学校及び地域の実態を踏まえて判断すること。その際、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。

(5) 教育委員会

教育委員会においては、各学校における携帯電話の取扱いが適切になされるよう、上記(1)から(4)までに関する基本的指導方針を定めて学校に対して示すなどして、所管の学校に対する指導を徹底すること。

2 学校における情報モラル教育の取組について

携帯電話・スマートフォンやSNSが児童生徒にも急速に普及する中で、児童生徒が、自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつとともに、犯罪被害を含む危険を回避し、情報を正しく安全に利用できるようにするなど、学校における情報モラル教育は極めて重要である。そのため、学習指導要領に基づき、文部科学省や各種団体が作成している教材等を利用するなど、より一層情報モラル教育の充実に取り組むこと。

3 「ネット上のいじめ」等に関する取組の徹底について

各学校及び教育委員会においては、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)及び「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日文部科学大臣決定 最終改定平成29年3月14日)等を踏まえ、「ネット上のいじめ」を含むいじめ等に対する取組の更なる徹底を進めていくこと。

4 家庭や地域に対する働きかけについて

「ネット上のいじめ」等は学校外でも行われており、学校だけでなく、家庭や地域における取組も重要である。携帯電話を児童生徒に持たせるかどうかについては、まずは保護者がその利便性や危険性について十分に理解した上で、各家庭において必要性を判断するとともに、携帯電話を持たせる場合には、家庭で携帯電話利用に関するルールづくりを行うなど、児童生徒の利用の状況を把握し、学校・家庭・地域が連携し、身近な大人が児童生徒を見守る体制づくりを行う必要があること。

学校及び教育委員会等は、児童生徒を「ネット上のいじめ」や犯罪被害から守るために、引き続き、保護者を始めとする関係者に対し、効果的な説明の機会を捉えて携帯電話等を通じた有害情報の危険性や対応策についての啓発活動を積極的に行い、家庭における携帯電話利用に関するルールづくりやフィルタリングの利用促進に努めること。

○別添1：学校における携帯電話の取扱い等の見直しについて（令和2年7月）
（概要）

○別添2：文部科学省「学校における携帯電話の取扱い等に関する有識者会議」審議
のまとめ

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導企画係

電 話：03-5253-4111（内線：3298）

FAX：03-6734-3735

E-mail：s-sidou@mext.go.jp

学校における携帯電話の取扱い等の見直しについて（令和2年7月） （概要）

別添1

1. 背景

- ▶ 近年、児童生徒への携帯電話の普及が進んでいるとともに、災害時や児童生徒が犯罪に巻き込まれた時などに、携帯電話を緊急時の連絡手段として活用することへの期待が高まっている。
- ▶ これを踏まえ、文部科学省として有識者会議を設置し、平成21年に発出した通知（※）の見直しに係る検討を行った結果をもとに、学校における携帯電話の取扱い等について、学校及び教育委員会等の取組における基本的な考え方を周知。

（※「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」（平成21年1月30日付け初等中等教育局長通知））

2. 学校種ごとの携帯電話の取扱い

（1）小学校

- 原則持込み禁止とし、個別の状況に応じて、やむを得ない場合は例外的に認める。（※平成21年の通知と同じ）

（2）中学校

- 原則持込み禁止とし、個別の状況に応じて、やむを得ない場合は例外的に認める。（※平成21年の通知と同じ）

または

- 一定の条件（※）を満たした上で、学校又は教育委員会を単位として持込みを認める。（※令和2年の通知で追加）

※ 学校と生徒・保護者との間で以下の事項について合意がなされ、必要な環境の整備や措置が講じられていること。

- （1）生徒が自らを律することができるようなルールを、学校のほか、生徒や保護者が主体的に考え、協力して作る機会を設けること
- （2）学校における管理方法や、紛失等のトラブルが発生した場合の責任の所在が明確にされていること
- （3）フィルタリングが保護者の責任のもとで適切に設定されていること
- （4）携帯電話の危険性や正しい使い方の関係する指導が学校及び家庭において適切に行われていること

（3）高等学校

- 校内における使用を制限すべき。（※平成21年の通知と同じ）

（4）特別支援学校

- 各学校及び教育委員会において判断。（※令和2年の通知で明記）



これからの 学校と地域

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動



はじめに

近年、急激な社会の変化に伴い、学校と地域を取り巻く課題はますます複雑化、多様化しています。

学校は、いじめや暴力行為等の問題行動の発生、不登校児童生徒数の増加、特別な配慮を必要とする児童生徒数の増加など、多様な児童生徒及び保護者等への対応が必要な状況となっています。また、そのような学校の役割の拡大により教員の業務量が増加しているといった課題も出てきています。

一方、地域においても、家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化等により地域社会における支え合いやつながりが希薄化することによって、地域社会の停滞や教育力の低下などが指摘されています。

そうした状況の中、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という新学習指導要領の目標を学校と地域とが共有し、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、相互の連携・協働のもとに学校づくりと地域づくりを進め、一体となって子供たちの成長を支えていくことが必要です。

文部科学省では、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」と学校と地域が相互にパートナーとして行う「地域学校協働活動」の一体的な実施を推進しています。

「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」の実現に向けて

◆なぜ今、**コミュニティ・スクール** と **地域学校協働活動** が必要なのか？

背景 時代の変化に伴い学校と地域の在り方が変化

◆教育環境を取り巻く状況

- 児童生徒数の減少
- 子供の規範意識等への課題
- 学校が抱える課題の複雑化・困難化

◆社会の動向

- 少子高齢化の進行
- グローバル化や情報化の進展
- 地域社会のつながりや支え合いの希薄化による地域の教育力の低下

◆教育改革の動き

- 「社会に開かれた教育課程」の実現など

◆地方創生の動き

- 学校を核とした地域の活性化

求められるものとは・・・

◆ これからの時代を生き抜く力の育成（学校だけでは得られない知識・経験・能力）

◆ 地域住民が自ら地域を創っていくという「主体的な意識」への転換

学校と地域の連携・協働が必要

具体的な取組として・・・

コミュニティ・スクール

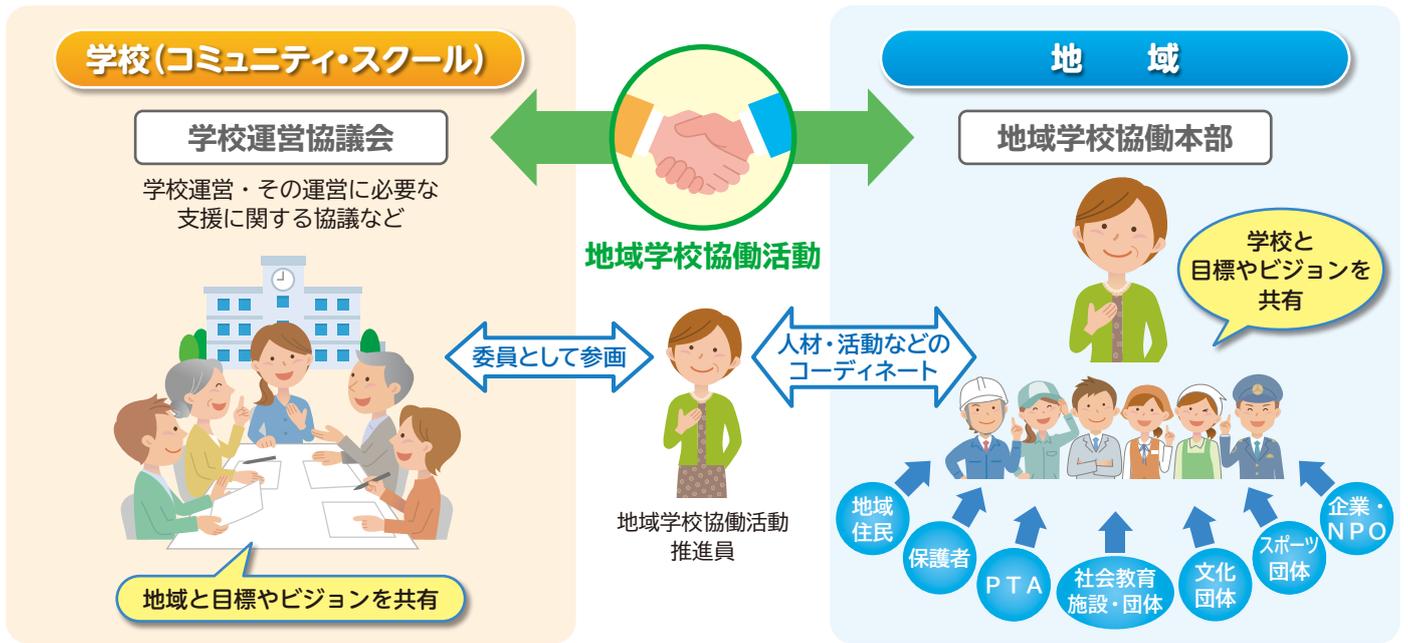


地域学校協働活動

「目標」や「ビジョン」の共有

「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を併せて実現！

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一つの取組として



コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進めるためには、**まず関係者で目標やビジョンを共有することが重要で、学校運営協議会の協議や熟議^(※)等がその役割を果たします。**その結果を踏まえ、幅広い地域住民等が参画することによって、**教育活動や地域学校協働活動の充実や活性化**につながります。

学校運営協議会と地域学校協働本部は、それぞれがもつ役割を十分に機能させ、**一体的に推進することで**、相乗効果を発揮し、学校運営の改善と地域づくりに資する活動が一層進んでいくことが期待されます。

※「熟議」とは…多くの当事者が「熟慮」と「議論」によって問題の解決を目指す対話のこと。様々な立場の関係者が一つのテーブルにつくことで、新しいアイデアや考え方が生まれます。

学校と地域、双方から見たPDCA（計画→実行→評価→改善）

効果的かつ持続的な学校運営と地域学校協働活動の仕組みを構築するためには、**学校運営協議会と地域学校協働活動のそれぞれのPDCAを回しつつ**、お互いが連携・協働することが重要です。



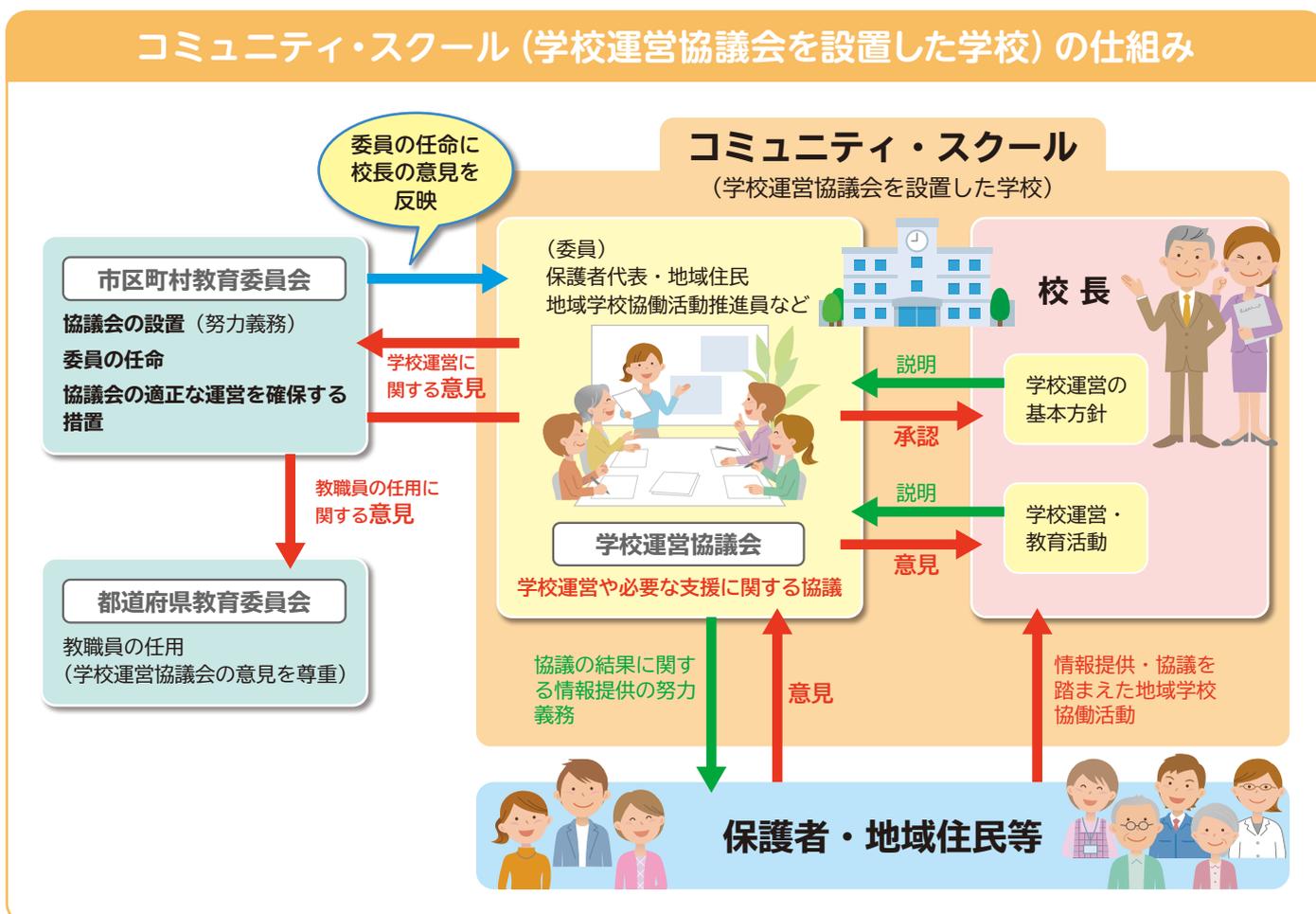
コミュニティ・スクールとは

コミュニティ・スクール = 学校運営協議会を設置した学校

学校運営協議会とは・・・

法律に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。

コミュニティ・スクール (学校運営協議会を設置した学校) の仕組み



学校運営協議会の主な3つの役割 (地教行法第47条の6) ※令和2年4月～:第47条の5

- 1 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- 2 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる
- 3 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる

～より詳しくコミュニティ・スクールについて知りたい方へ～

「学校運営協議会」設置の手引き (令和元年 改訂版)

主に自治体や学校の関係者を対象に、コミュニティ・スクールについてより詳しく解説しています。これからコミュニティ・スクールの導入を検討される場合には、是非ご活用ください。

※パンフレットは「学校と地域でつくる学びの未来」のHPよりご覧いただけます。

◇URLはこちら

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/document/pamphlet/index.html>



地域学校協働活動とは

地域学校協働活動とは、地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

次の時代を担う子供たちに対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、学校と地域が連携・協働します。

地域学校協働活動は、社会教育法第5条第2項により、学校と協働して行う以下の活動と規定されています。

- 学校の授業終了後又は休業日において学校、社会教育施設等で行う学習、その他の活動
- ボランティア活動、社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動
- 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設等で行う教育活動、その他の活動

学びによるまちづくり・地域課題解決型学習・郷土学習

- 地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考え、実行する学習活動
- 「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動
- 地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸能学習 など



放課後子供教室

- 地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動



地域未来塾

- 全ての児童生徒を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援



家庭教育支援活動

- 寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくり など



学校に対する多様な協力活動

- 登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援、企業等による出前授業等の教育プログラムの提供 など



地域の行事、イベント、お祭り、ボランティア活動等への参画

- 地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など



地域学校協働活動推進員の配置

地域学校協働活動を推進するためには、学校と地域をつなぐコーディネーターの役割は必要不可欠です。

「**地域学校協働活動推進員**」は、社会教育法に基づき**教育委員会が委嘱する**地域住民等と学校との連絡調整等を行うコーディネーターです。

「地域学校協働活動推進員」として**法律に位置付けられた明確な立ち位置**で地域学校協働活動を推進することにより、継続的で円滑な活動を行うことができます。



主な役割

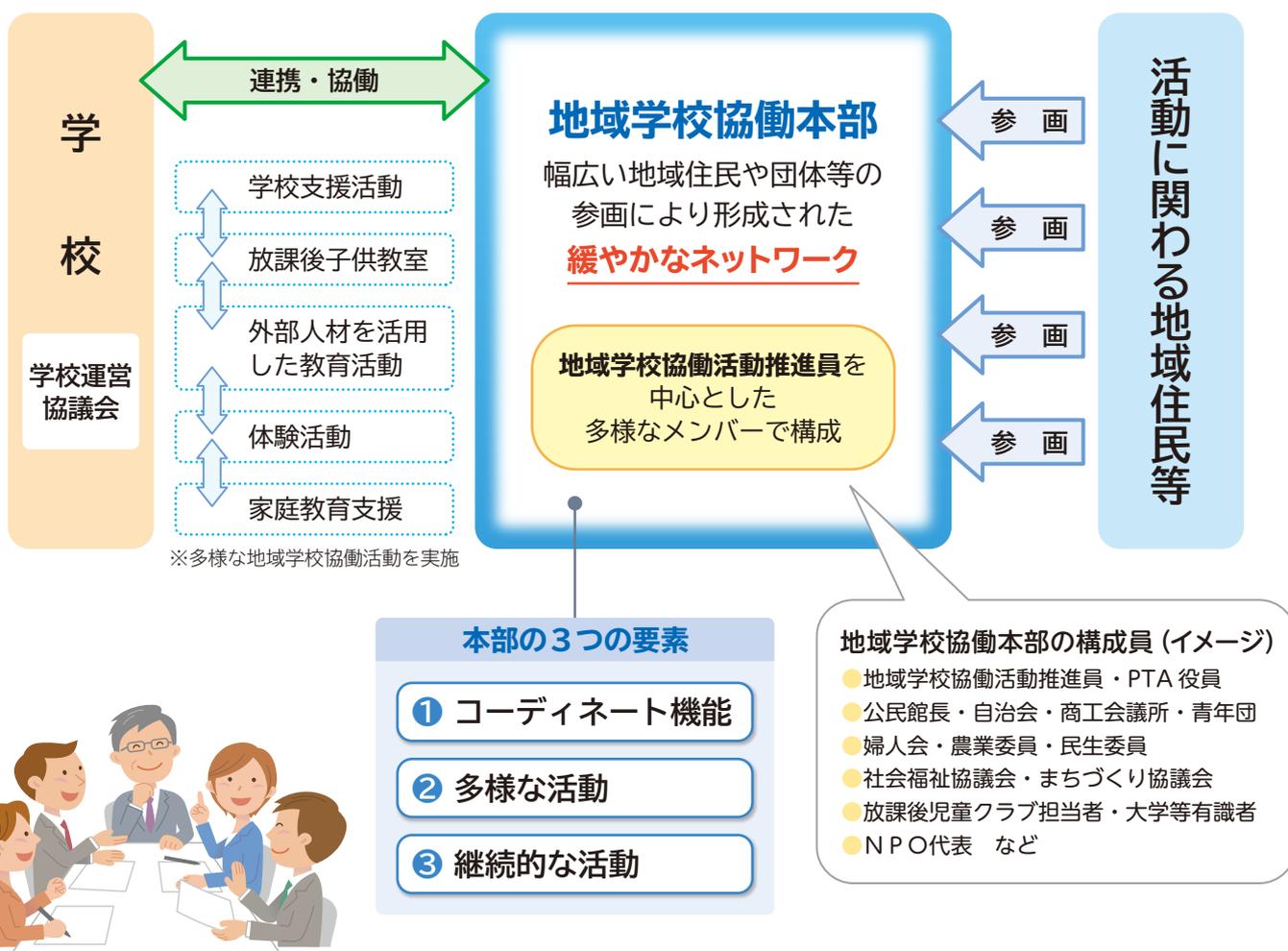
- 地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案
- 学校や地域住民、企業・団体等の関係者との連絡・調整
- 地域ボランティアの募集・確保など



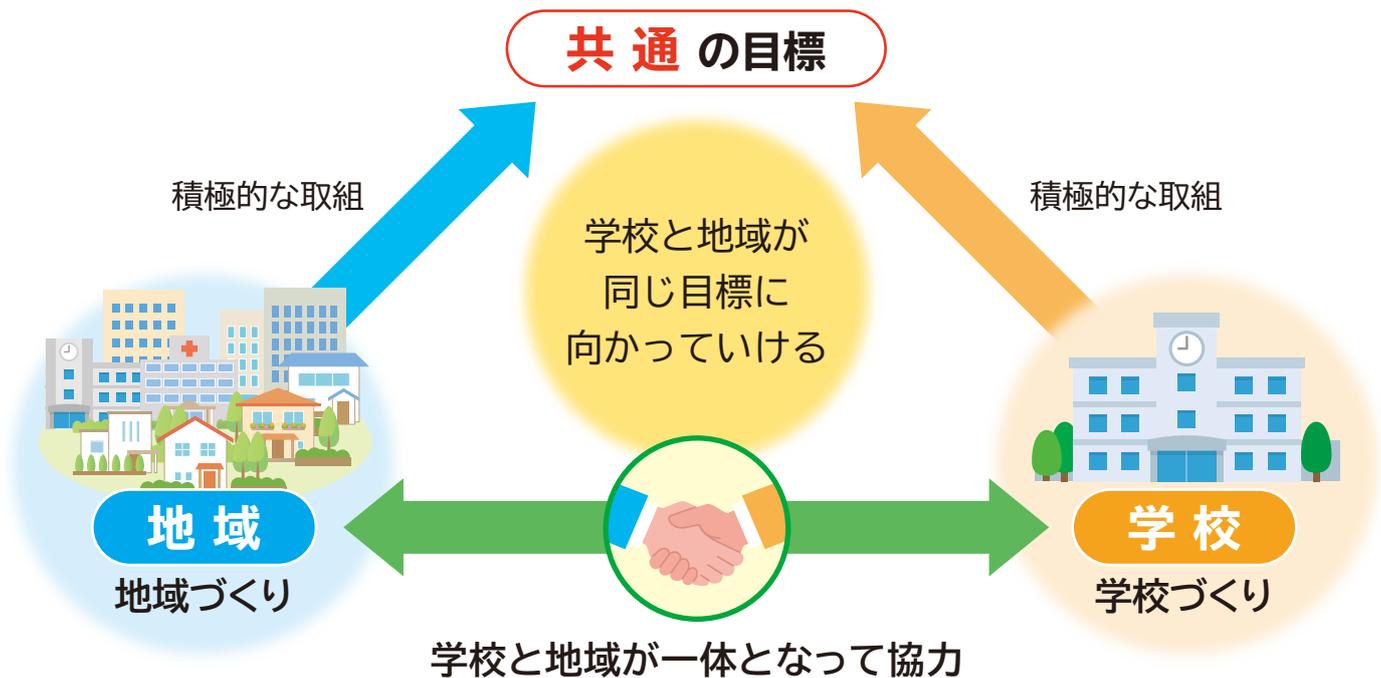
地域学校協働本部の整備

地域学校協働活動の推進に当たっては、「**地域学校協働本部**」を整備することが有効です。

教育委員会は、地域学校協働本部の整備について、積極的な支援を行うことが重要です。



学校と地域がパートナーとなることで・・・



保護者・地域住民等も教育の当事者になることで、責任感をもち、積極的に子供の教育に携わるようになる。

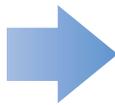
- 近所に元気のない様子の子供がいても、なかなか声をかけることができない
- 子供のマナーについて学校へ苦情の電話



- 積極的な声掛けや自ら指導する機会が増える
- 学校任せではなく、地域が学校とともに対策を考える

保護者・地域住民等が学校運営や教育活動へ参画することで、生きがいにつながり、子供たちの学びや体験が充実。

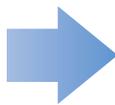
- 自分の経験を生かして学校や子供のサポートをしたいが、迷惑にならないか
- 地域の人と関わる機会が減ってきている
- 地域人材を活用した学習が単発で終わってしまう



- 地域の力を生かした学校運営や教育活動が実現する
- 学校を中心に地域がつながり、地域の活動が活発になる
- 地域の創意工夫や特性を生かすことで、学校での学びがより豊かで広がりを持つようになる

保護者・地域住民等と学校が“顔が見える”関係となり、保護者や地域住民等の理解と協力を得た学校運営が実現。

- 一方的な意見が数多く学校に寄せられる
- 学校が保護者や地域住民の様々な要望の対応に追われている



- 学校の現状や方針への理解が深まり、地域が学校の応援団になる
- 地域の協力により教職員が子供と向き合う時間が増える

その他にも・・・

学校と地域の協力体制が築かれることで、生徒指導、防犯、防災等の面でも課題解決に向けて効果が期待されます。

文部科学省の取組に関する参考情報

学校と地域でつくる学びの未来HPトップ

全国の取組事例などの地域学校協働活動やコミュニティ・スクールに関する情報をまとめて掲載しています。

学び未来

検索

◇URLはこちら

<https://manabi-mirai.mext.go.jp>

Facebookでも情報発信中

CSマスターの活動や推進フォーラムの情報、また自治体の取組情報等を随時発信しています。



コミュニティ・スクール推進員（CSマスター）

文部科学省では、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動のさらなる推進を目指し、コミュニティ・スクールの導入を進めている地域に対して積極的な支援を行うこととしています。その一環として、CSマスター（コミュニティ・スクールの導入や実践経験を有する元校長や教育長、学校運営協議会会長等）を派遣し、教育委員会事務局職員・学校の管理職・学校運営協議会委員候補者等を対象とした研修会や制度説明会等を支援しています。

CSマスター派遣事業の詳細及び申し込みはHPから

◇URLはこちら

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/chiiki-gakko/cs.html>



企業等による教育プログラム

文部科学省では、子供の豊かな学びを支えるために、多様な企業・団体・大学等に「土曜学習応援団」に御賛同（御参画）いただき、夏休み、冬休み等の長期休暇、平日の授業や放課後、土曜日・日曜日の教育活動に出前授業の講師や施設見学の受入等により参加していただくことで特色・魅力のある教育活動を推進しています。

◇URLはこちら

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/program/index.html>



地域とともにある学校づくり推進フォーラム

文部科学省では、地域とともにある学校づくりに向けて取組の充実や普及を図るために、保護者、地域住民、学校関係者等を対象としたフォーラムを開催しています。

フォーラムの開催の時期や内容等については、随時「学校と地域でつくる学びの未来HP」でお知らせしています。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN